

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

	改 正 後	
第一章～第三章 「略」	第一章～第三章 「同上」	
<p>第四章 雜則 「第一節～第二節 略」</p> <p>「第二節の二 適正な運用の確保が必要な無線局 第二節の二の二 指定無線設備等 「第二節の三～第四節 略」</p> <p>附則</p>	<p>第四章 雜則 「第一節～第二節 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「第二節の二 指定無線設備 第二節の三～第四節 同上」</p> <p>附則</p>	改 正 前

(適正な運用の確保が必要な無線局)

第五十一条の二 法第一百二条の十一第四項の總務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務の用に供する無線局
- 二 放送の業務の用に供する無線局
- 三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局
- 四 気象業務の用に供する無線局
- 五 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- 六 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- 七 第一号から前号までに掲げるもののほか、公共の利益のための業務の用に供する無線局であつて、混信その他の妨害を与えることにより当該業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるもの

第二節の二の二 指定無線設備等
 (指定無線設備)

第五十一条の二の二 法第一百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。

「一～四 略」

第二節の二 指定無線設備等
 (指定無線設備)

第五十一条の二 法第一百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。

「一～四 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附
則
(施行期日)

この省令は、
令和
年
月
日から施行する。